

1) 委員会開催記録

①構成員

明星大学経済学部特任教授 菊入みゆき
一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事 熊平美香
慶應義塾大学環境情報学部教授 神成淳司
株式会社マクアケ共同創業者 坊垣佳奈
品川女子学院理事長 漆紫穂子
品川女子学院高等部校長 権藤英信
品川女子学院中等部校長 神谷岳

②委員会開催日時

第1回 2025年12月11日（水）
第2回 2026年1月19日（月）
第3回 2026年2月12日（木）・13日（金）
第4回 2026年3月25日（水）・26日（木）

2) 提言・討議をもとにまとめられた今後の方針

①コンプライアンスチェックと教員研修

これまでの就業規則・服務規律に加え、学校教職員としての具体的な行動指針を明確にし、職員研修を通じて全員のコンプライアンス意識を高める。また、行動指針を遵守する・している旨の確認書を毎年全教職員が学校に提出することとする。

②防犯カメラ

生徒のプライバシーにも留意しつつ、校内に防犯カメラを増設し、既存のカメラと合わせて設置意図や運用方法を新年度に生徒・保護者にも明らかにする。

③教員および生徒の情報機材使用ルール

i) 教職員について

「行動指針」に明記することに加え、特に生徒写真の撮影・保存について細かく規定を定める。

◆校内での教職員私物のスマートフォンを含む撮影機能のある機材の使用規定について

【目的】

- 1) スマートフォンを含む私物の撮影機材で生徒の写真を撮影・保存することができない状況をつくり、そのことを生徒・保護者に認知してもらうこと。
- 2) 生徒に「撮影されているのではないか」という不安を与えないこと。

【規定】

- 1) 職員室（ラウンジスペース含む）・準備室・司書室・保健室・事務所・ロッカー室からの持ち出し禁止。
※カフェテリアについては、教職員しか利用できない時間帯のみ持ち込み・使用を可とする。
- 2) 使用する場合は、上記の場所内で、かつ同一空間に生徒が存在しないときのみとする。
- 3) 出退勤や上記の場所間の移動の際は、機材が生徒の目に触れないようにする。
- 4) 上記の規定は、生徒が登校する日かつ生徒の在校時間帯に適用される。
- 5) 校外活動時には、別の規定を設ける。

◆教職員用登録タブレットの撮影機能の使用規定について

【目的】

- 1) 同意なく生徒の写真・映像を撮影・保存しないことを明確にすること。
- 2) 撮影機能を用いた授業運営を円滑に行うこと。

【規定】

- 1) 生徒が画像に入り込まない（と生徒にも明確にわかる）場合は、撮影・保存可とする。ただし、使用する機材は学校に事前登録されたタブレットのみとする。当該タブレットには登録済み証を貼付・明示する。
- 2) 生徒が画像に入り込む場合は、学校の撮影用タブレット（用意が出来次第・それまでは現行の申告制度を継続）を借り出して撮影する。また、ファイルの保存・運用は学校のGoogleドライブ内でのみ行う。

◆用務員の連絡用携帯電話については、撮影機能を物理的に使用できないようにする。

◆保護者を含む来校者・来客については、撮影可能機材の校内での利用について、教職員に準じた使い方を要請する説明書をお渡しする。

ii) 生徒について

*年に一度、外部有識者の方からネット上の犯罪等に関する情報提供・注意指導をしていただく機会を作る。

*校内外での使用規則・マナーについて、写真撮影だけでなく保存・公開に関するルールを追加し、年に数回の指導機会を設ける。

④校内情報システム運用の見直し

個人情報を含むファイルについてのアクセス制限・操作制限を行うシステムを導入する。合わせて校内の情報取扱規程を改訂し、研修等を通じて遵守意識を高めることとする。

⑤教室と階段の目隠し設置

*教室の扉の素通しガラスを曇りガラスとし、着替え時の目隠しとした。

*校内の階段に目隠しボードを設置する。6月完了予定。

⑥ネットパトロール事業者の活用

*外部の専門業者に監視対象を増やしてパトロールを委託する。

*新たな専門業者サービスを導入し、悪質サイトだけでなくいじめ等についても通報できる体制を拡充する。

以上